

工事請負代金に係る債権譲渡承諾事務取扱要領

第1 趣 旨

この要領は、山梨県が発注する建設工事を請け負う建設業者（以下「元請負人」という。）が、未完成公共工事に係る工事請負代金債権（以下「工事請負代金債権」という。）の譲渡を活用した融資制度を利用する場合の債権譲渡の承諾等に係る事務取扱に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 債権譲渡

1 債権譲渡の対象工事

山梨県が発注する建設工事とし、次の工事を除く。

(1) 債務負担行為等工期が複数年度にわたる工事。ただし、以下の工事を除く。

①債務負担行為、継続費の最終年度の工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事

②前年度から繰り越された工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事

(2) 共同企業体が元請負人である工事

(3) 履行保証を付した工事のうち、発注者が役務的保証を必要とする工事

(4) その他発注者が債権譲渡の承諾を不相当と認めた工事

2 債権譲渡額

譲渡される工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書第31条第2項の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書第50条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

なお、変更契約等により請負代金額に増減を生じた場合には、承諾に係る請負代金額及び債権譲渡額は変更後の金額とする。

3 債権譲渡先

債権譲渡先は、山梨県建設業協同組合（以下「組合」という。）とする。

4 債権譲渡を承諾する時点

原則として、出来形が40パーセント以上95パーセント未満とする。ただし、中間前払金を支出した工事の出来形は60パーセント以上95パーセント未満とする。

5 債権譲渡の承諾手続き

(1) 発注者は、債権譲渡の承諾に当たっては、元請負人から次の申請書類等を提出させるものとする。

- ① 債権譲渡承諾依頼書（第1号様式） 3通
 - ② 元請負人との組合の調印済の債権譲渡契約証書（参考様式）の写 1通
 - ③ 工事履行報告書（第2号様式） 1通
 - ④ 元請負人が公共工事履行保証証券等により契約の保証を付した場合において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合には、保証人等が当該債権譲渡を承諾したことを証する書面 1通
- (2) 発注者は、提出された申請書類等の内容を確認のうえこれを受領し、速やかに承諾のための手続きを行い、承諾書の確定日付印欄に確定日付を、承諾番号欄に年度ごとに1から始まる一連番号を記載した後、債権譲渡承諾書の1通を発注者の控とし、2通を元請負人に交付するものとする。
- (3) 発注者は、債権譲渡の承諾を行った場合は、債権譲渡整理簿（第3号様式）により債権譲渡の申請及び承諾状況を管理するものとする。
- (4) 元請負人及び組合が、発注者による承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて発注者に融資実行報告書（第4号様式）を提出させるものとする。

第3 工事請負代金の支払

- 1 債権譲渡を受けた組合から部分払の請求があった場合は、部分払を行うものとする。なお、債権譲渡承諾後は、中間前金払を行うことはできない。
- 2 発注者は組合からの工事請負代金の請求に当たっては、次の書類を提出させるものとする。
- (1) 部分払にあたっては部分払請求書（第5号様式）、完成払にあたっては請求書（第6号様式） 1通
 - (2) 債権譲渡承諾書の写 1通
- 3 発注者は、提出された請求書等の内容を確認のうえこれを受領し、所定の手続を経ることで工事代金を支払うものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成12年4月1日から施行する。

（廃止）

- 2 県が発注する建設工事の債権譲渡の承諾に関する事務取扱要領及び平成8年7月1日付け、監第7-15号通知（債権譲渡の承諾に係る確認事項について）は廃止する。

（経過措置）

- 3 平成8年7月1日以前に契約を締結した工事に係る債権譲渡については、工事完成保証人の同意を得ること。

第1号様式

債権譲渡承諾依頼書

平成 年 月 日

契約担当者 職 氏 名 殿

請負者
(譲渡人) 住所
氏名

印

(譲受人) 住所 甲府市丸の内一丁目14-19
氏名 山梨県建設業共同組合
理事長 印

(以下、「甲」という。)と山梨県建設業協同組合(以下「乙」という。)間で締結の平成 年 月 日付けの債権譲渡契約証書に基づき、甲は、甲が山梨県に対して有する以下に表示する工事請負代金債権を乙に譲渡することにつき、工事請負契約書第5条第1項ただし書に規定する承諾を賜りますようご依頼申し上げます。乙においては、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、甲の下請業者に対する適切な支払の確保を図るものとします。なお、工事請負契約書第4.4条に規定する瑕疵担保責任は当然のことながら甲に留保させることを申し添えます。また、甲及び乙は工事請負契約書第3.4条に規定する中間前金払は、ご承諾いただいた後は請求しません。

- 1. 契約番号 第 一 号
 - 2. 工事名
 - 3. 工事場所
 - 4. 工期 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
 - 5. (1) 請負代金額 金 円 ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による
 - (2) 前払金額 金 円 (中間前払金額を含む)
 - (3) 部分払金額 金 円
 - (4) 債権譲渡額 金 円 (平成 年 月 日現在見込額)
- ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による

債権譲渡承諾書

平成 年 月 日

御中

山梨県建設業協同組合 御中

上記につき、未完成公共工事に係る公示請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び裏面記事事項について異議を留めて、工事請負契約書第5条第1項ただし書の規定により承諾する。なお、本承諾によって工事請負契約書第4.4条に基づく甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添える。また、甲及び乙は工事請負契約書第3.4条に規定する中間前金払は、本承諾以降は請求できないものとする。

契約担当者 職 氏 名 印

確定日付印欄	承諾番号

(裏面)

1. 譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合には、本件工事請負契約書第31条第2項の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する発注者の請求額に基づく金額を控除した額とする。

ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書第50条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

なお、契約変更等により請求代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書5.(1)及び(4)の金額は変更後の金額とする。

2. 甲及び乙は、本承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて発注者に融資実行報告書(第4号様式)を提出すること。

3. 当該譲渡債権は、乙の甲に対する当該工事に係る貸付金及び甲倒産時の当該工事に係る下請負人等の債権を担保するものであって、乙が甲に対して有するそれ以外の債権を担保するものではないこと。

4. 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為を行わないこと。

5. 甲倒産時等の下請負人等の保護に関しては、甲及び乙が責任を持って行うこととし、発注者は関与しないこと。

第2号様式

工事履行報告書

契約番号	第 ー 号		
工事名			
工事場所			
工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月		
日付	平成 年 月 日 (月分)		
月別	予定工程 % () は工程変更後	実施工程 %	備考
平成 年		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	

平成 年 月 日出来形検査をしたところ、上記出来形に相違ないことを確認しました。

平成 年 月 日

住所 甲府市丸の内一丁目14-19

氏名 山梨県建設業協同組合

理事長

印

(参考様式)

債権譲渡契約証書

(以下、甲という)と山梨県建設業協同組合(以下、乙という)とは、以下のとおり、債権譲渡契約を締結した。

第1条(譲渡債権)

甲は山梨県(以下、丙という)との間で平成 年 月 日に締結した工事請負契約(以下、単に本件工事請負契約という)に基づき、甲が丙に対して、現在有し及び将来確定し取得することにあるべき以下の工事請負代金債権(以下、譲渡債権という)を、平成 年 月 日、丙の承諾を得ることを停止条件として、甲は乙に譲渡し、乙はこれを譲り受けた。

- | | | | |
|-------------------|----|---|-------------------|
| (1)契約番号 | 第 | 一 | 号 |
| (2)工事名 | | | |
| (3)工事場所 | | | |
| (4)契約日 | 平成 | 年 | 月 日 |
| (5)工期 | 平成 | 年 | 月 日 から 平成 年 月 日まで |
| (6)請負代金額 | 金 | | 円 |
| (7)既受領金額 | 金 | | 円 |
| (8)債権譲渡額((6)-(7)) | 金 | | 円(平成 年 月 日現在見込額) |

ただし、債権譲渡額は、本件請負工事が完成した場合には、本件工事請負契約書第31条第2項の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。また、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書第50条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 前項(6)及び(8)の金額は、契約変更等により請負代金額に増減が生じた場合には、増減後の金額による。請負代金額に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

3 前項のほか、本件工事請負契約に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

第2条(債権の移転の条件)

甲及び乙は、本債権譲渡につき、確定日付ある証書による丙の承諾を書面で得るものとする。

第3条(契約の効力の発生)

この契約は前条に規定する丙の承諾を得た時から効力を生じる。

第4条（担保責任）

甲は、債権譲渡について、丙が債権譲渡を承諾するにあたって異議を留めた事項以外には、相殺の抗弁、第三者からの差押等、乙の債権の行使を妨げる事由のないことを保証する。

第5条（禁止事項）

甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為をいはならない。

第6条（被担保債権）

債権譲渡は、将来甲乙間で締結する金銭消費貸借契約（本件工事請負契約を履行するための運転資金確保のために行うもの）に基づいて乙が甲に対して取得する債権（以下、乙の貸金債権という）を担保するためになされるものであって、乙が甲に対して有する乙の貸金債権以外の債権を担保するものではない。

2 甲が丙との本件工事請負契約を完全に履行し、乙が丙から譲渡債権金額を受領した場合は、乙は、乙の貸金債権への弁済に充当した残額を直ちに甲に返還することとする。

第7条（下請保護規定）

乙が丙より受け取る譲渡債権金額から前条に規定する乙の貸金債権を精算の上、甲の倒産の任意整理において、債権者間の合意が整ったときは、当該合意に従って乙は残余の部分を甲に代わって下請負人等に支払うこととする。

第8条（協力義務）

乙が、譲渡債権の保全若しくは行使又は前条に規定する下請負人等への支払等につき、甲の協力を必要とする場合は、甲は直ちに乙に協力するものとする。なお、この場合必要となる費用については甲の負担とする。

第9条（合意管轄）

本契約に関して争いを生じたときには、乙の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

この契約を証するため本証書二通を作成し、各自その内容を確認し記名押印のうえ、各々一通を所持する。

平成 年 月 日

債権譲渡人（甲）

印

債権譲受人（乙）

甲府市丸の内一丁目14-19

山梨県建設業共同組合

理事長

印

第 3 号様式

債権譲渡整理簿

承諾 番号	申請 年月日	承諾 年月日	契約 番号	工 事 名	請 負 者	負 額 (円)	備 考

第4号様式

融 資 実 行 報 告 書

平成 年 月 日

契約担当者 職 氏 名 殿

(甲) 譲渡人 住所
借入人 氏名

印

(乙) 譲受人 住所 甲府市丸の内一丁目14-19
貸付人 氏名 山梨県建設業協同組合
理事長

印

甲が山梨県に対して有する以下に表示する債権の譲渡につき平成 年 月 日付けでご承諾いただきましたが、甲乙間において当該譲渡債権を担保とする金銭消費貸借契約を平成 年 月 日付けで締結し、当該契約に基づき乙は甲に対して、金銭を貸し渡し、甲はこれを借り受けて受け取りましたので、甲乙連署のうえ報告します。

なお、本件融資に際し、甲は乙に当該工事における下請への支払状況及び支払計画に関する書面を提出し、乙はこれを確認しました。

[譲渡債権の表示]

1. 契約番号 第 一 号

2. 工 事 名

3. 工事場所

4. 工 期 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

5.	(1) 請負代金額	金	円	ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による
	－(2) 前払金額	金	円	(中間前払金額を含む)
	－(3) 部分払金額	金	円	
	(4) 債権譲渡額	金	円	(平成 年 月 日現在見込額)

ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による

[承諾番号]

第5号様式

平成 年 月 日

契約担当者 職 氏名 殿

請求人

(債権譲受人) 住所 甲府市丸の内一丁目14-19

氏名 山梨県建設業協同組合

理事長

印

部 分 払 請 求 書

次の金額を支払われたく請求します。なお、支払金は次の預金口座に振り込んで下さい。

請負代金額 ¥ _____
 前払金受領額 (A) ¥ _____
 前回までの受領額 ¥ _____
 (前払を除く)

請 求 金 額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

ただし、_____工事の出来高_____%に対する部分払金

内 訳

区分	出来形	C×9/10 の額 (D)	前払金 控除額	差引額	前 回 までの受 領額	支払額 (F)-(G)	請 求 年月日
	% (B)		金額 (C)	(A) × (B) (E)	(D) - (E) (F)		
第1回							
第2回							
第3回							

(注) 算出は、(B) については少数第2位までとし、(D) については万円未満を切捨てとし、(E) については万円未満を切上げるものとする。

振込先		預金	当座・普通	口座	住所
金融機関		種別	No.	名義	氏名

第 6 号様式

平成 年 月 日

契約担当者 職 氏名 殿

請求人

(債権譲受人) 住所 甲府市丸の内一丁目 14-19

氏名 山梨県建設業協同組合

理事長

印

請 求 書

次の金額を支払われたく請求します。なお、支払金は次の預金口座に振込んで下さい。

請 負 代 金 金 額 ￥ _____

前 払 金 受 領 額 ￥ _____

(中間前払金を含む)

第 1 回 部分 払 受 領 額 ￥ _____

第 2 回 部分 払 受 領 額 ￥ _____

第 3 回 部分 払 受 領 額 ￥ _____

第 4 回 部分 払 受 領 額 ￥ _____

請 求 金 額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

ただし、 _____ 工事の請負代金

振 込 先		預金	当座・普通	口座	住所
金融機関		種別	No.	名義	氏名